

## 〈 注 意 事 項 〉

- 1) 行田市・鴻巣市(旧吹上町)の収集形態による「燃やせるごみ」以外はすべて搬入不適物になります。(ビニール・プラスチック類は、搬入できません。)
- 2) トラック・ダンプ等で搬入する場合は、ごみが外部から見えないようシート等で完全に覆って搬入する。
- 3) パッカー車の後部扉は必ず閉める。
- 4) 破砕機への投入が必要なごみと直接投入できるごみは、分けて搬入する。  
※ 破砕処理が必要なごみのうち、木材や木の幹などは、概ね幹の直径30cm以下で、長さ2.5m程度で搬入してください。(1m以下の形状になると破砕処理しにくい状況となります。)
- 5) 2トン以上の車両で搬入する事業系ごみについては、できるだけ2名以上が乗車し、バック等の誘導を行う。
- 6) 敷地内での徐行、停止線での一時停止は必ず守る。  
※ 計量器周辺は、基本的にプラットホームから降りてくる車両を優先します。
- 7) 係員の指示には、必ず従ってください。
- 8) 搬入物は、15分以内に降ろせるようにしてください。
- 9) 洗車場使用の際、車両の内部清掃等により発生したごみは、その場に放置しないで必ずピットへ持って行くか、持ち帰りをお願いします。
- 10) 当施設への搬入は、行田市及び鴻巣市(旧吹上町)から搬出されたものに限られ、他市町村から発生したごみの搬入はできません。このため、植木の剪定や清掃等の請負により発生したごみの搬入を行う場合は、搬出先の確認を行うため「廃棄物搬出証明」が必要になります。
- 11) 施設の補修等に伴い、搬入が出来ない期間がありますので、ごみの持込みが1ヶ月以上ない場合には、事前に電話で確認をお願いします。